

体験会等に対する総支部支援

1、 支援対象団体

支部・クラブ・同好会（総支部・市協会・カルチャーは対象外とする）

2、 支援内容

- 2-1 支部・クラブ・同好会が主催した体験会又は試合（カルチャー含む二団体以上）1回につき3,000円を多摩総支部より支援する。
- 2-2 一企画で複数回開催の場合、回数は一回とし支援金は5,000円とする。
- 2-3 支部・クラブ・同好会所属の会員（日本スポーツ吹矢協会会員に限る）が吹矢 No.1 記録を達成し、日本スポーツ吹矢協会の「スポーツ吹矢 No.1 記録登録規則」に従って登録申請を行い、登録認定された場合、その申請費用を団体が負担した場合は、当該団体に対し3,000円を多摩総支部より支援する。

3、 支援回数

- 3-1 同一支部が主催出来るのは上記 支援内容で年間3回までとする。
但し体験会と大会の同時開催は（上記2-2）1回のカウントとする。
- 3-2 予算との関連で3月内の終了報告とし期間が跨るものは次年度とする。
報告が遅れる場合は速やかに事務局にれんどう報告すること。
- 3-3 回数のカウントは支払可能時点での決定とする。
- 3-4 No.1 記録申請費用の支援は1団体につき1年度1回とする

4、 申請と報告

- 4-1 行事を開催の時は開催1か月前までに「行事計画書兼支援申請書」2016.04版を東京多摩総支部 事務局に提出する事。
- 4-2 行事が終了したら速やかに「行事終了報告書」2016.04版を東京多摩総支部 事務局に提出する事。
- 4-3 支援金の支部送金は終了報告書が承認された後となる。
- 4-4 支援金は可能な限り金融機関経由とする。
- 4-5 No.1 記録申請費用の申請は「スポーツ吹矢 No.1 記録申請費用支援申請書」に（一社）日本スポーツ吹矢協会宛ての申請書（写）、及び協会

の認定書（写）を添付のうえ、市協会長経由(市協会がある場合)で東京多摩総支部事務局に提出する。

5、申請書・報告書は速やかに下記に送付すること

195-0063 東京都町田市野津田町 1435-31

佐藤 俊郎 (東京多摩総支部 事務局)

TEL 042-736-1577

Eメール ts2918-sato@jcom.home.ne.jp

以 上